国土安全保障省
米国税関国境取締局

米国沿岸警備隊
2011 年 3 月 22 日

海事産業パートナーの方々へのメッセージ：

国土安全保障省は米国へ到着する全ての貨物や船舶の安全を確保するために日本の現状を注意深くモニタリングしています。

原子力規制委員会とその他の専門家達によると損傷した日本の原子力発電所から排出された有害なレベルの放射能は米国に到達しないだろうと述べています。日本政府の福島第一原子力発電所の周囲に安全地域を設置した努力の結果、私達は専門家達から被災地の一般住民と地元産業に対する放射線汚染は現在のところ最小限に抑えられているとの報告を受けています。それに伴い、日本から到着する貨物や船舶への放射能汚染も有害なレベルを大幅に下回る最小限に抑えられているとの事です。しかしながら、国土安全保障省は十分な注意を払いながら追加的放射能検知活動を実施しています。

9 月 11 日の出来事以来、米国税関国境取締局は米国入国地で放射能検知技術を取り入れ放射能物質や放射能汚染の有無を判定しています。全ての税関国境取締局と米国沿岸警備隊現場職員は各自放射線検知器を装着し健康への危険性に対し注意を払っています。

米国沿岸警備隊は日本の福島第一原子炉の 80 キロ圏内から到着する船舶に対し追加的措置を施行しています。米国沿岸警備隊は、現在の慣例と港湾長の権限に従い米国に入港するそれらの船舶に限り事前に追加的検知を行う予定です。米国沿岸警備隊はあらゆる放射能検知数値に対して従来の判定方法を使用していきます。

税関国境取締局は放射能検知実務手続に関する現場指導を確認し、現場職員に日本からの海路交通をモニタリングするよう指示しています。税関国境取締局は放射能検知に対する基本的な検査手続は変更していません。私達は十分な注意を払いながら、港湾責任者に日本から船舶が港に到着する際に追加的検査を行うよう指導しています。これは船舶の放射能分析と積荷が降ろされる際に貨物サンプルを埠頭にて検査する活動が含まれる予定です。

日本から到着した貨物を処理する際、税関国境取締局現場職員はあらゆる放射能検知数値に対して従来の判定方法を使用していきます。審査官が標準的放射能警報を受けた場合、通常の手順としては第二次検査に照会されます。警報の原因を確認するため検査官は高度な技術を活用しながら放射能レベルとその種類を判定します。第二次検査の処理では検査官は専門家と協力し放射能の光源が適法なものであり健康被害を及ぼさないレベルである事を確認します。放射能レベルが安全でないと判定された場合は税関国境取締局は被害を受けた船舶会社に報告をし適切な対応をするよう調整していきます。

注目して頂きたい事は日本での災害発生以来、国土安全保障省によって米国に入国する旅行者、荷物、貨物あるいは航空機から有害なレベルの放射能は検知されていないという事です。事実、現在までのところ警報を発した貨物の放射能レベルは一般にテレビを数時間見た際に発せられるレベルより低く、そして胸部Ｘ線あるいは放射線治療で照射されるわずかな放射能レベルに値する程度の量です。

国土安全保障省は内部政府機関と強力し、状況を確認しながら継続して米国に入国する貨物への放射能

汚染による危険性を分析し検知及び対策に関する手続きを調整していきます。また私達は引き続き私達の実務活動と対策を私達の海事産業パートナーの方々に報告し、日本からの貨物に対し安全で迅速な処理の確保を協力して行っていける事を楽しみにしています。

これらの手続きは国土安全保障省が日本からの貨物が深刻で高い危険性を及ぼすと考えているという事ではなく、単に国土安全保障省が現在の変化する状況の中で積極的に防止策の適用に取り組んでいるという事です。

米国沿岸警備隊の活動に関する質問がありましたら、各地域の米国沿岸警備隊港湾長に連絡して頂く事をお勧めします。

税関国境取締局の活動に関する質問がありましたら、各地域の税関国境取締局港湾長に連絡し解決して頂くか、またはフィールドオペレーション事務所本部(202-344-1850)までご連絡下さい。

トーマス　Ｓ．ウィンコウスキー
アシスタント　コミッショナー
フィールドオペレーション事務所

カリ Ｂ.トーマス
米国沿岸警備隊　リア　アドミラル
ディレクター オブ レスポンス ポリシー